

役員等の報酬並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人青少年育成秋田県民会議（以下「県民会議」という。）定款第28条及び第29条第5項の規定に基づき、役員等の報酬並びに費用に関し必要な基準を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員等とは、理事、監事、名誉会長、顧問及び参与をいう。
- (2) 常勤理事とは、理事のうち本会を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤理事等とは、理事のうち常勤理事以外の者及び監事をいう。
- (4) 報酬とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13項で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費及び旅費（宿泊費を含む。）等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 県民会議は、常勤理事の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 非常勤理事等、名誉会長、顧問及び参与には報酬は支給しない。
- 3 常勤理事には、別表の常勤理事の支給基準に基づき報酬を支給する。
- 4 常勤理事には、賞与及び退職慰労金を支給しない。

(報酬の額の決定)

第4条 県民会議の常勤理事の報酬は、別表の常勤理事の支給基準の年額支給限度額を基準（限度額）とし、各人の水準の決定及び具体的な月額（定例報酬月額）の支給金額は、理事会の決議によるものとする。

(支給方法)

第5条 定例報酬の支給日、支給方法並びに定例報酬より控除する額等支給に関する詳細は、別に定める職員を対象とする職員給与規程（以下「給与規程」という。）に準ずる。

(費用)

第6条 県民会議は、役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては前もって支払うことができる。

- 2 常勤理事には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は給与規程

に準ずる。

(公表)

第7条 県民会議は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第8条 この規程の改正は、総会の決議を経て行うものとする。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を経て、別に定めるものとする。

(附則)

1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日（平成23年4月1日）から施行する。

(別表)

常勤理事の支給基準

水準	年額支給限度額
第2級	3,000千円
第1級	2,000千円

注：年額支給限度額とは、最大で支給できる限度の金額